

独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程

平成15年10月1日

機 構 規 程 第 2 号

改正	平成15年11月27日	平成15年機構規程第26号
改正	平成16年 3月24日	平成16年機構規程第 1号
改正	平成17年11月21日	平成17年機構規程（総務）第14号
改正	平成18年 3月27日	平成18年機構規程（総務）第 2号
改正	平成19年 3月26日	平成19年機構規程（総務）第 1号
改正	平成20年 3月26日	平成20年機構規程（総務）第 6号
改正	平成21年 3月27日	平成21年機構規程（総務）第 4号
改正	平成21年 5月29日	平成21年機構規程（総務）第 8号
改正	平成21年11月30日	平成21年機構規程（総務）第10号
改正	平成22年11月30日	平成22年機構規程（総務）第 8号
改正	平成24年 3月27日	平成24年機構規程（総務）第 2号
改正	平成26年12月 3日	平成26年機構規程（総務）第11号
改正	平成27年 4月 1日	平成27年機構規程（総務）第 2号
改正	平成28年 3月 1日	平成28年機構規程（総務）第 6号
改正	平成29年 2月27日	平成29年機構規程（総務）第 1号
改正	平成30年 3月 6日	平成30年機構規程（総務）第 1号
改正	平成31年 3月 5日	平成31年機構規程（総務）第 8号
改正	令和 2年 3月 3日	令和 2年機構規程（総務）第 1号
改正	令和 3年 2月16日	令和 3年機構規程（総務）第 2号
改正	令和 4年 6月 9日	令和 4年機構規程（総務）第10号
改正	令和 5年 1月23日	令和 5年機構規程（総務）第 1号
改正	令和 6年 2月13日	令和 6年機構規程（総務）第 1号
改正	令和 7年 2月20日	令和 7年機構規程（総務）第 1号

（総則）

第1条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

（報酬の種類）

第2条 役員の報酬の種類は、常勤役員については、本俸、特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬の支払）

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づきその役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があったときには、その者の預金又は貯金口

座への振込みの方法によって支払うことができる。

(本俸の額)

第4条 常勤役員の本俸は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 理事長 月額 | 899,000円 |
| (2) 理事 月額 | 742,000円 |
| (3) 監事 月額 | 672,000円 |

(特別地域手当)

第5条 特別地域手当の月額は、その常勤役員の本俸に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第18条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第18条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、国の機関の要請に応じ、引き続いて常勤役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合には、職員給与規程第18条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて常勤役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合には、職員給与規程第19条第3項の規定に準じて支給する。

(報酬の支給)

第8条 役員の報酬（特別手当を除く。）は、その月額の全額を毎月16日に支給するものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(新たに役員となった者の報酬)

第9条 新たに役員となった者には、その日から報酬（通勤手当及び単身赴任手当を除く。第10条及び第11条において同じ。）を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第10条 役員が退職し、解任された場合には、その日までの報酬を支給する。ただし、死亡した場合には、その月分の報酬を支給する。

(日割計算)

第11条 前2条の規定により報酬を支給する場合で、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の報酬の額は、その月の日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(特別手当)

第12条 常勤役員の特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、基準日前1箇月以内に任命権者（通則法第20条の規定により任命権を有するものをいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった者については、特別手当を支給しない。

3 特別手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは通則法第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本俸及び特別地域手当の月額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 理事長は、国土交通大臣が行う業績評価の結果を参考にして、前項の規定による特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

5 第1項に規定するそれぞれの基準日前6箇月以内の期間において、独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程（平成15年機構規程第3号）第7条第3項の規定により常勤役員として引き続いた在職期間に含むものとされる国の通算期間を有する常勤役員については、その期間内における国家公務員としての在職期間を第3項の在職期間に算入する。

6 特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日）とする。

7 特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当の額）

第13条 非常勤監事の非常勤役員手当は、月額239,000円とする。

（端数の処理）

第14条 報酬の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第2条第1項の規定による自動車事故対策センター（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員となった者の第12条第3項に規定する在職期間の算定については、旧法人の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

附 則（平成15年11月27日 機構規程第26号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
（平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、第12条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額（以下「基準額」という。）から第1号に掲げる額（自動車事故対策センター（以下「センター」という。）の役員として在職した役員については、次の各号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年10月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本俸、特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（平成15年10月1日の基礎額）に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たにセンターの役員となった者にあつては、新たにセンターの役員となった日）において、解散前のセンターの自動車事故対策センター役員給与規程（以下「センター役員給与規程」という。）の規定により、センターの役員が受けるべき俸給、特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（平成15年4月1日の基礎額）に、同年4月から9月までの月数（同年4月1日から9月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (3) センター役員給与規程の規定により平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
（端数計算）
- 3 前項第1号及び第2号の基礎額、前項第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成16年3月24日 機構規程第1号）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年１１月２１日 機構規程（総務）第１４号）
（施行期日）

- １ この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。
（平成１７年１２月に支給する特別手当に関する特例措置）
- ２ 平成１７年１２月に支給する特別手当の額は、第１２条第３項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額（以下「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - （１）平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本俸、特別調整手当及び単身赴任手当の月額合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （２）平成１７年６月に支給された特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額（端数計算）
- ３ 前項第１号及び第２号に掲げる額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成１８年３月２７日 機構規程（総務）第２号）
（施行期日）

- １ この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
（本俸の改定に伴う経過措置）
- ２ この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本俸を受ける役員には、施行日から当該役員の任期（再任による任期を除く。）の末日までの間、本俸の月額のほか、独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成１８年機構規程（総務）第２号）による改正前の本俸の月額との差額を本俸として支給する。
（特別地域手当の経過措置）
- ３ 平成２２年３月３１日までの間における役員報酬規程第５条の規定の適用については、「１００分の１８」とあるのは「１００分の１３」とする。

附 則（平成１９年３月２６日 機構規程（総務）第１号）
（施行期日）

- １ この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
（特別地域手当の経過措置）
- ２ 平成２２年３月３１日までの間における役員報酬規程第５条の規定の適用については、「１００分の１８」とあるのは「１００分の１４」とする。

附 則（平成２０年３月２６日 機構規程（総務）第６号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
（特別地域手当の経過措置）
- 2 平成２２年３月３１日までの間における役員報酬規程第５条の規定の適用については、平成１９年３月２６日機構規程（総務）第１号の規定にかかわらず、「１００分の１６」とする。

附 則（平成２１年３月２７日 機構規程（総務）第４号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
（特別手当の経過措置）
- 2 平成２２年３月３１日までの間における役員報酬規程第５条の規定の適用については、平成２０年３月２６日機構規程（総務）第６号の規定にかかわらず、「１００分の１７」とする。

附 則（平成２１年５月２９日 機構規程（総務）第８号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２１年６月１日から施行する。
（平成２１年６月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２１年６月に支給する特別手当に係る第１２条の規定の適用については、同条第３項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附 則（平成２１年１１月３０日 機構規程（総務）第１０号）
（施行期日）

この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附 則（平成２２年１１月３０日 機構規程（総務）第８号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
（平成２２年１２月における特別手当に関する特例措置）
- 2 平成２２年１２月における特別手当の第１２条第３項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」とする。

附 則（平成２４年３月２７日 機構規程（総務）第２号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

(平成24年6月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成24年6月に支給する特別手当の額は、第12条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに役員となった者については、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸、特別地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を含む月の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則(平成26年12月3日 機構規程(総務)第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月3日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

(平成26年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成26年12月における特別手当の第12条第3項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則(平成27年4月1日 機構規程(総務)第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(常勤役員の本俸の改定に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き第4条各号の適用を受ける役員で、当該役員として受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなるものには、施行日から当該役員の任期(再任による任期を除く。)の末日までの間、本俸の月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。
- 3 前項の規定による本俸を支給される役員に関する第5条及び第12条第3項の規定の適用については、第5条及び第12条第3項中「本俸」とあるのは、「本俸と前項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における特別地域手当の支給割合)
- 4 平成28年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条中「100分の20」とあるのは、「100分の18」とする。

附 則（平成２８年３月１日 理事長達（総務）第６号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成２８年３月 日から施行し、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程（平成１５年機構規程第２号。以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬（平成２７年４月１日付け平成２７年機構規程（総務）第２号。以下「平成２７年改正規程」という。）附則第２項の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬（同項の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

（平成２８年３月３１日までの間における特別地域手当に関する特例措置）

- 3 平成２８年３月３１日までの間における第５条の規定の適用については、平成２７改正規程附則第４項の規定にかかわらず、同項中「１００分の２０」とあるのは「１００分の１８．５」とする。

（平成２７年６月及び１２月に支給する特別手当に関する特例措置）

- 4 平成２７年６月及び１２月における第１２条第３項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１４７．５」と、「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附 則（平成２９年２月２７日 機構規程（総務）第１号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成２９年２月２７日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 前項の規定により改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。

（平成２８年６月及び１２月に支給する特別手当に関する特例措置）

- 3 前項の場合において、平成２８年６月及び１２月に支給する特別手当に係る第１２条第３項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」と、「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則（平成３０年３月６日 機構規程（総務）第１号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成３０年３月６日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 前項の規定により改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合において、この規程に

よる改正前の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。

(平成29年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 3 前項の場合において、平成29年6月及び12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (平成31年3月5日 機構規程(総務)第8号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年3月5日から施行し、この規程による改正後の規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 前項の規定により改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。

(平成30年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 3 前項の場合において、平成30年6月及び12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の167.5」とあるのは、6月に支給する場合にあっては「100分の157.5」と、12月に支給する場合にあっては「100分の177.5」とする。

附 則 (令和2年3月3日 機構規程(総務)第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年3月3日から施行し、この規程による改正後の規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 前項の規定により改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。

(令和元年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 3 前項の場合において、令和元年6月及び12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の170」とあるのは、6月に支給する場合にあっては「100分の167.5」と、12月に支給する場合にあっては「100分の172.5」とする。

附 則 (令和3年2月16日 機構規程(総務)第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年2月16日から施行し、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程(平成15年機構規程第2号)は、令和2年12月1日から適用す

る。

(令和2年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 前項の場合において、令和2年12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則 (令和4年6月9日 機構規程 (総務) 第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月9日から施行し、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程 (平成15年機構規程第2号) は、令和4年6月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する特別手当の額は、第12条第3項の規定に関わらず、同項の規定により算定される特別手当の額 (以下、「基準額」という。) から令和3年12月に支給された特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額 (以下、「調整額」という。) を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、特別手当は、支給しない。

(特例措置の対象者)

- 3 前項の対象となる職員は、令和4年6月に特別手当を支給される者であって、令和3年12月に特別手当を支給された者を対象とする。

附 則 (令和5年1月23日機構規程 (総務) 第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月23日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の165.0」とあるのは「100分の167.5」とする。

(報酬の内払)

- 3 改正後の役員報酬規程を適用する場合において、この規程による改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程に基づく報酬の内払とみなす。

附 則 (令和6年2月13日 機構規程 (総務) 第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年2月13日から施行し、改正後の規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 前項の規定により改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。

(令和5年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 3 前項の場合において、令和5年6月及び12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の170.0」とあるのは、6月に支給する場合にあっては「100分の165.0」と、12月に支給する場合にあっては「100分の175.0」とする。

附 則（令和7年2月20日 機構規程（総務）第1号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年2月20日から施行し、改正後の規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（報酬の内払）
- 2 前項の規定により改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定に基づく報酬の内払とみなす。
（令和6年6月及び12月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 3 前項の場合において、令和6年6月及び12月に支給する特別手当に係る第12条第3項の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の172.5」とあるのは、6月に支給する場合にあっては「100分の170.0」と、12月に支給する場合にあっては「100分の175.0」とする。